

## 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正について（改正概要）

### 1 改正の趣旨

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）においては、土壤汚染に関する調査の契機を広く確保するために、法第 4 条第 1 項において、一定規模以上の土地の形質変更を行う際の事前届出（以下「形質変更届」という。）の義務規定を設けています。当該形質変更届において、土地の形質変更をしようとする者が当該土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）でない場合に添付を必須としている同意書の規定について、法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「法規則」という。）の一部改正が行われ、令和 4 年 7 月 1 日から施行されます。

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「条例規則」という。）においても法規則と同様の規定を設けていることから、法規則改正にあわせて、条例規則の改正を行います。

### 2 改正の概要

#### (1) 土地の形質の変更の届出における添付書類の変更

土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合において、同意書の添付を必須とせず、「登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面」を添付することとします。

#### (2) その他

用語の整理等、所要の改正を行います。

### 3 施行予定日

令和 4 年 7 月 1 日

<p>(第1章から第5章まで省略)</p> <p>第6章 地下水、土壌及び地盤環境の保全 (第1節から第2節の1まで省略)</p> <p>第2節の2 特定有害物質による土壌の汚染の防止等 (第59条から第59条の9まで省略)</p> <p>(条例第65条第1項の土地の形質の変更の届出)</p> <p>第59条の10 条例第65条第1項の届出は、次に掲げる図面及び書類を添付して行うものとする。 (第1号省略)</p> <p>(2) 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、 <b>登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面</b></p> <p>(第59条の11から第59条の27まで省略) (条例形質変更時要届出区域の指定の告示)</p> <p>第59条の28 条例第67条第3項において準用する条例第66条第2項の規定による条例形質変更時要届出区域(条例第67条第2項に規定する条例形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。)の指定及びその解除の告示は、次に掲げる事項を明示して、横浜市報に登載して行うものとする。 (第1号から第5号まで省略)</p> <p>(6) 条例形質変更時要届出区域内の土地が公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地として次の<b>いずれかに</b>該当すると認められる土地にあつては、その旨 (ア及びイ省略) (第7号省略) (第2項省略) (以下省略)</p>	<p>(第1章から第5章まで省略)</p> <p>第6章 地下水、土壌及び地盤環境の保全 (第1節から第2節の1まで省略)</p> <p>第2節の2 特定有害物質による土壌の汚染の防止等 (第59条から第59条の9まで省略)</p> <p>(条例第65条第1項の土地の形質の変更の届出)</p> <p>第59条の10 条例第65条第1項の届出は、次に掲げる図面及び書類を添付して行うものとする。 (第1号省略)</p> <p>(2) 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては、 <b>当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書</b></p> <p>(第59条の11から第59条の27まで省略) (条例形質変更時要届出区域の指定の告示)</p> <p>第59条の28 条例第67条第3項において準用する条例第66条第2項の規定による条例形質変更時要届出区域(条例第67条第2項に規定する条例形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。)の指定及びその解除の告示は、次に掲げる事項を明示して、横浜市報に登載して行うものとする。 (第1号から第5号まで省略)</p> <p>(6) 条例形質変更時要届出区域内の土地が公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地として次の<b>いずれにも</b>該当すると認められる土地にあつては、その旨 (ア及びイ省略) (第7号省略) (第2項省略) (以下省略)</p>
---	--